**住宅の省エネ改修に対する固定資産税の減額措置について**

省エネ改修を行った住宅について、次の要件を満たすものは当該住宅（家屋）に係る固定資産税の減額（１年度分）を受けることができます。

1. **減額の対象となる住宅の適用要件**

* 平成２６年４月１日以前に建築した住宅（貸家を除く）で居住部分の割合が1/2以上であること
* 令和８年３月３１日までに次の２に掲げる省エネ改修工事を行っていること
* 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
* 省エネ改修工事に係る自己負担額が１戸あたり６０万円を超えること（断熱改修に係る工事費が６０万円以上又は断熱改修に係る工事費が５０万円以上であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは、太陽熱利用システムの設置に係る費用と合わせて６０万円を超えること）

1. **対象となる省エネ改修工事**

住宅が外気等と接する部分の工事で、次の（１）または（１）に併せて行う（２）により、改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することが証明されたものであること。

1. 窓の断熱改修工事**（必須）**
2. （１）と併せて行う床、壁、天井等の断熱改修工事
3. **減額内容**

　（１）減額期間・・・省エネ改修工事が完了した年の翌年度分に限り減額

（２）減額範囲・・・対象となる住宅１戸あたり１２０㎡相当分までの固定資産税1/3を減額

　　　　　　　　　　　　（改修により認定長期優良住宅に該当することになったものについては２/３を減額）

例）140㎡の住宅で、要件に合致する改修工事が令和７年６月１０日に完了した場合は、１２０㎡までの

税額の1/3が減額され、残りの20㎡は通常の税額となります。

令和８年度の課税標準額　３，0０0，000円

【減額される額】

３，０00，000円×1.4％×120㎡/140㎡×1/3＝１2，000円

【減額後の令和８年度の固定資産税額】

４２，０00円-１2，000円＝３０，000円

（３，０00，000円×1.4％＝４２，０00円）

1. **必要書類**

工事完了の日から**３か月以内**に以下の書類を提出してください。

1. 固定資産税熱損失防止改修工事減額申告書
2. 納税義務者の方の住民票の写し（ただし、申告書に納税義務者の個人番号を記入いただいた場合は不要）
3. 現行の省エネ基準に適合した工事であることを証明する書類（増改築等工事証明書）
4. 省エネ改修工事に係る工事費用の明細及びその支払いが確認できる書類
5. 補助金等を受けていることが確認できる書類（補助金等を受けている場合）
6. 長期優良住宅認定通知書の写し（改修により認定長期優良住宅に該当する場合）

1. **注意事項**
2. 改修工事完了後３か月以内に申告をされなかった場合は、減額を適用できません（やむを得ない理由がある場合を除く。）
3. 省エネ改修工事とバリアフリー改修工事を同時に行った場合には、減額制度を重複して適用することができます。ただし、耐震改修工事との重複はできません。
4. 省エネ改修工事と併せて行ったリフォーム等の費用は適用要件にある自己負担額に含まれません。
5. 申告書に納税義務者の個人番号を記入の上ご提出いただいた場合は、納税義務者の方の住民票の写しの提出を省略することができます。
6. 建築から相当の年数が経過した家屋の場合、この制度により減額される税額が証明書の発行手数料を下回るケースもあります。

証明書の発行や手数料については、証明書の発行主体（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人）に直接お問い合わせください。

1. **問い合わせ・提出先**

〒981-0112

　利府町利府字新並松４番地

　利府町役場　町民生活部　税務課　資産税係　　　　　　　　　　　　　　　利府町HP

　電話　022-767-2329